

那須塩原市公用車売却に係る一般競争入札

入 札 説 明 書

入札参加申請書の受付期間

令和6年9月19日（木）から令和6年10月4日（金）午後5時まで（持参に限る。）

※受付は期間中の土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までになります。

入札期間

令和6年10月7日（月）から令和6年10月11日（金）まで（持参又は郵送。）

※郵送の場合は、当日消印有効とします。持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までの受付になります。

※この入札に参加するには、事前の参加申請が必要です。

入札参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を十分把握したうえで御参加ください。

那須塩原市塩原堆肥センター
（那須塩原市産業観光部農務畜産課堆肥センター）

〒325-8501

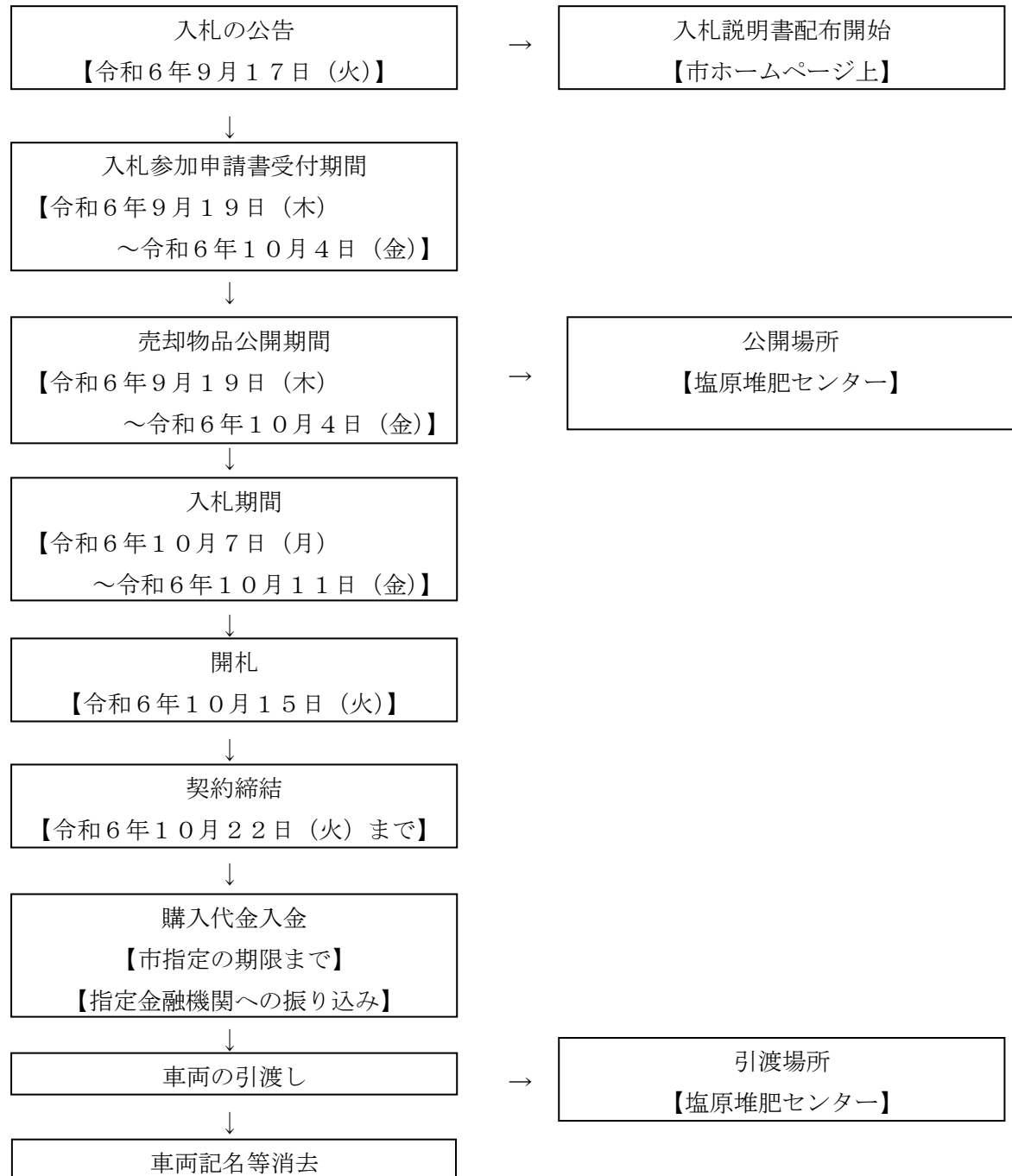
栃木県那須塩原市関谷1590番地6

TEL 0287-35-4451

入札説明書（公用車売却）配布一覧表

- 1 一般競争入札（公用車売却）の手続きの流れ
- 2 入札説明書
- 3 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- 4 委任状（様式第2号）
- 5 入札書（様式第3号）
- 6 移転登録完了報告書（様式第4号）
- 7 物品受領書（様式第5号）
- 8 記名消去等作業完了報告書（様式第6号）
- 9 物品売買契約書

一般競争入札（公用車売却）の手続きの流れ



※当該車両は登録番号を取得していません。したがって、引き渡しにあたり移転登録や登録番号変更等の作業は必要ありません。

入 札 説 明 書

1 売却物品

項 目	内 容
物品番号／物品名	物品 1／ホイールローダー及び予備バケット
自動車の種別	大型特殊自動車
車名／登録番号	日本キャタピラー 9 1 0 G／登録番号なし
最終特定自主検査日	令和 6 年 2 月 2 1 日
定格出力／燃料／運転質量	6 3 k w／軽油／6, 5 0 0 k g
バケット容量／付属品	2. 0 m ³ ／予備バケット(容量 1. 3 m ³)
購入年月	平成 1 7 年 1 2 月(新車購入)
アワーメーター記録	1 9, 7 5 0 h(特定自主検査時点)
特記事項	・噴射ポンプ、燃料プライミングポンプ部オイル漏れ ・メインバケット摩耗 ・ウインカー点灯不良 ・車両後部湾曲 ・フロントガラス亀裂 ・作業装置レバーガタつき ・ランプ、ミラー類欠損 ・チルトシリンダー取付フレーム亀裂多数 ・バッテリー故障により現在走行不能 ・その他本体各部に傷、歪み、欠損多数
予定価格（最低入札価格）	1 0 0, 0 0 0 円（税抜）

2 予定価格（最低入札価格）

契約希望額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額が次の予定価格以上になるよう見積もったうえで入札に参加してください。(税抜き金額を入札金額とします。)

なお、予定価格未満での入札は、失格とします。

予定価格（最低入札価格）＝ 1 0 0, 0 0 0 円（リサイクル料金は必要ありません。）

3 物品の公開

物品の公開は、一般競争入札公告記載のとおりとします。

4 入札参加資格

入札参加資格は、一般競争入札公告記載のとおりとします。

5 入札参加申請

入札参加申請は、一般競争入札公告記載のとおりとします。

6 入札及び開札の日時

入札及び開札の日時は、一般競争入札公告記載のとおりとします。

7 入札に関すること

(1) 入札に必要なもの

① 入札書（様式第3号）

ア 入札書は、当市指定のものを必ず使用してください。

イ 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3、・・・9を使用してください。）

ウ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分御注意ください。

エ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。

② 封筒

ア 縦書き、横書き、縦封筒、横封筒は問いません。

イ 封筒には、「那須塩原市長名」「入札書」の表記、商号又は名称（個人の場合は氏名）を記入ください。

ウ 封筒の封印は、入札書に押印した印で押印してください。

8 入札の無効

入札の無効は、一般競争入札公告記載のとおりとします。

9 費用負担

本件入札への参加に要する費用は、全て入札参加者の負担とします。

10 契約の締結

(1) 落札者は、令和6年10月22日（火）までに契約を締結してください。契約条項は、別紙「物品売買契約書」によります。

(2) 落札者が本件について契約を締結しない場合は、本件入札に参加した予定価格以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約を行います。

11 売買代金の納付

売買代金の納付は、契約締結後に交付する納付書をもって、市が指定する期日までに、指定する金融機関の口座に一括納入してください。

12 車両の引渡し

(1) 当該車両の所有権は、購入代金を納入したときに落札者に移転します。

- (2) 市は落札者が購入代金を納入した後、速やかに当該車両を引き渡すものとし、受領後は速やかに物品受領書（様式第4号）を市に提出してください。なお、車両の引き渡しに要する経費は、落札者の負担とします。
- (3) 落札者は、当該車両を受領後速やかに、市が指定する車両本体の表示を消去し、記名消去作業等完了報告書（様式第5号）に、作業前、作業後の写真を添えて塩原堆肥センターへ提出しなければなりません。なお、これらに要する経費は、落札者の負担とします。

※当該車両は登録番号がないため、引き渡し時に移転登録や登録番号変更等の作業は必要ありません。ただし、譲渡証明書等契約に係る書類の発行を希望する場合は、購入代金の納入確認後に発行します。

1 3 その他

- (1) 入札後において、契約条件及び契約条項等の内容についての不明を理由とした異議申し立てはできません。
- (2) その他記載のない事項については落札者との協議事項とします。

1 4 問い合わせ先（物品確認の予約）

〒329-2801 栃木県那須塩原市関谷1590-6
那須塩原市塩原堆肥センター（担当：小出）
TEL・FAX 0287-35-4451